

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から46年3月まで
② 昭和48年10月から53年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間①及び②については、私の国民年金は結婚を機に昭和46年ごろ、義母が加入手続をしてくれた。離婚後の53年ごろ、過去の未納となっている期間について、今ならさかのぼって、すべて納めることができると聞き、実母から30万円ぐらいを借りて、A町役場内のB銀行で納付した。その後は、未納無くずっと納付してきたので、申立期間③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後の昭和53年4月から同年12月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料を55年6月以降57年1月までの間に6回にわたり過年度納付していることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳で確認できる上、昭和55年度及び56年度の申請免除期間については、昭和57年5月7日に追納していることが確認できるなど、保険料納付に努めていた申立人が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。
- 2 一方、申立期間①及び②については、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和53年ごろに特例納付したと主張しているが、申立人は49

年2月から実家であるC県A町に転出したことに伴い、同時期は申立人の国民年金記録は住所不明のため不在被保険者として管理されていたことが、社会保険事務所が保管している特殊台帳に記録されており、申立期間の保険料を特例納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人若しくは申立人の義母が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、上記のように昭和53年4月から57年3月まで（申立期間③を除く。）の保険料を過年度及び追納保険料として16万3,410円を納付していることが社会保険事務所で保管している特殊台帳及び領収済通知書から確認できることから、申立人は、このことと混同している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年1月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和36年3月ごろに、勤務先の商店の番頭さんに国民年金に加入するよう勧められ、両親とも相談の上、私が当時居住していたA区役所で加入手続をした。申立期間①の国民年金保険料は亡くなった母親が家族の分と一緒に納付してくれていたと思う。

また、申立期間②については、私がずっと払ってきたのになぜ未納になっているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に夫婦連番で払い出されて以降、申立人は国民年金の加入期間については、申立期間を除き未納は無く、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付しており、申立人の夫も申立期間の保険料を納付している上、申立人は生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間についても納付されたものとみても不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和38年3月2日付けで発行された国民年金手帳も所持しているが、この国民年金手帳をみると、申立期間に当たる昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認記録

欄のいずれにも国民年金保険料を現年度納付したこと示す検認印が押印されておらず、国民年金印紙検認台紙が切取線上に契印して切り離されていることから、申立期間の保険料を現年度納付しなかったとも推認され、申立人からは申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無いことから、申立人の母親若しくは申立人が申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 12 月に払い出された申立人の兄については、昭和 36 年度分は未納であるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

申立期間①については、勤めていた税理士事務所の担当者から、国民年金に加入するよう言われたので、昭和42年1月ごろ、自宅に集金人が国民年金の勧誘に来たので、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②については、昭和45年2月に結婚してA区に転居し、同年6月に同区役所へ婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続を行い、その時に、次回からは集金の方に回ってもらいますと言われたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料については、払った覚えがあるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、昭和45年10月からは付加保険料も納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に払い出されていることが確認でき、申立人が、所持している国民年金手帳においても、45年10月31日付けで付加保険料の申出

を行っていることが確認できることから、このころに申立人は、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、B市では、国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納するほか、さかのぼって納付することが可能な過年度分の保険料についても納付するよう勧奨することが通例であったとされていることから、納付勧奨を受けた申立人が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金の加入対象者は、厚生年金保険等の被用者年金制度の加入者等を除く20歳からであるとされており、申立人は、20歳前であるため、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

私は、母親の勧めにより、昭和51年10月ごろに国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は自宅で集金人に納付したことを憶えており、申立期間の保険料を納付しなかったことは無いと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間②についても、申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金に昭和51年10月4日に任意の資格で加入して以降、申立期間及び60歳到達直前の平成14年度の一部期間を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳には、申立期間①及び②に対応する昭和53年度及び56年度の摘要欄に、申立人からの申出により過年度分保険料の納付書を送付した場合に押印されたものと考えられる「納付書」の押印が有る上、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料を56年10月30日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても納付書により納付したものと考え

ても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和42年11月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を支払っていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立期間は9か月及び3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和42年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日から国民年金に加入以降、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、社会保険事務所が保管している特殊台帳の申立期間①及び②に対応する昭和48年度及び49年度の摘要欄に、申立人の申出によって昭和50年9月に発行されたものと考えられる「納付書50.9」の記載が有り、納付書が発行されたこの時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料については、過年度保険料として納付可能であり、申立人が申立期間の保険料を納付書で納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、母親が実家の隣の私の勤務先に、国民年金への加入勧奨に来た市役所の職員を連れて来たので、その場で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、その後、勤務先で集金人に、半年分(600円)ぐらいをまとめて納付したように記憶している、今一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、勤務先に国民年金への加入勧奨に訪れたA市の職員の勧めに従って国民年金に加入し、その後、国民年金保険料をまとめて集金人に納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年11月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、このころに申立人は、国民年金に加入したものと推認され、この当時は、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村が過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されている上、申立人は37年4月以降の保険料を納付していることが社会保険庁のオンライ

ン記録で確認できることから、この納付に併せて、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和34年3月25日から同年4月1日に、B株式会社における資格取得日に係る記録を同年6月1日から同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月25日から34年6月1日まで

私は、昭和30年6月1日B株式会社に入社し、33年9月25日に株式会社Aに出向した。34年3月に株式会社Aが事業閉鎖したため、B株式会社に戻ったが、その間も途切れることなく継続して勤務していた。当時、両社は関連会社で相互に社員が出向していた。したがって同年3月25日から同年6月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白があるのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚及びB株式会社の元事業主（申立期間当時の株式会社A及びB株式会社の事業主の親族）の供述により、申立人は、申立期間において株式会社A及び同社の関連会社であるB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時B株式会社において経理事務を担当していた同僚の親族の供述によれば、株式会社A及びB株式会社の給与計算及び社会保険事務はB株式会社の経理事務担当者（登記簿上は当時株式会社Aの役員、故人）が行っていたと考えられる上、同僚の供述及び登記簿の記載から、当時申立人はB株式会社から関連会社である株式会社Aに出向していたが、同社が昭

和 34 年 3 月 31 日に解散した後、同年 4 月から出向元である B 株式会社に異動し、継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、B 株式会社の元事業主（申立期間当時の株式会社 A 及び B 株式会社の事業主の親族）の回答から、B 株式会社の厚生年金保険料は当月控除であったことが推認できる。

加えて、申立期間当時の登記簿には、株式会社 A 及び B 株式会社の事業主は同一人であったことが記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 3 月の厚生年金保険料を株式会社 A における給与から、同年 4 月から同年 5 月の厚生年金保険料を B 株式会社における給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の株式会社 A に係る昭和 34 年 2 月の記録及び B 株式会社における同年 6 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、株式会社 A の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A の当時の役員は既に亡くなっているか又は所在不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできないが、同社が昭和 34 年 3 月 31 日に解散するまでの間については、同僚の供述から申立人を含む 5 人以上の従業員が、株式会社 A に勤務していたことが推認できるため、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

したがって、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、B 株式会社の元事業主（当時の事業主の親族）は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、不明としているが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は昭和 34 年 6 月 1 日であり、これは社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日と同日であることから、当時当該事業所は同日を申立人の厚生年金保険資格取得日として届け出ており、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 5 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、株式会社Aでの厚生年金保険の資格取得日が、昭和38年9月1日になっていた。私は、高校卒業と同時に入社しており、同年3月から今日までの給与支払明細書を保存していて、申立期間の給与支払明細書には所得税と厚生年金保険料が源泉徴収されている。事業主が、社会保険事務所に対して、保険料納付も資格取得届も行っていないと思われる。加入期間の記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び当時の株式会社Aの同僚の供述から、申立人が、昭和38年3月から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持している昭和38年3月分の給与明細書から申立人が同年3月分の厚生年金保険料を事業主により同月分給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金保険料の控除は当月控除であったと推認できる。

なお、標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の保険料

控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA株式会社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで
A社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を同僚が所持している
ので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間
として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持している給与明細書及び複数の同僚が「申立人は私と同じ建築板金職人であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和47年5月から同年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった（現在の社会保険庁の記録では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和47年5月1日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月22日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行なったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月22日から21年3月1日まで

私は、昭和19年1月10日に同級生と一緒にA市で建設中のB株式会社C製作所の要員として採用され、同社のD市の工場で研修を受けた後、同年5月22日に開所した同社C製作所で技手として現場技師の補佐役の仕事を行っていた。22年3月9日にB株式会社を退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月10日に同級生と一緒にA市で建設中のB株式会社C製作所（現在は、E株式会社F製作所）の要員として採用され、B株式会社のD市の工場で研修を受けた後、同年5月22日に開所した同製作所で技手として22年3月9日に退職するまで勤務していたとしているところ、元同僚が提供した同製作所のG寺における研修時の集合写真及び社会保険庁の記録で申立人と同様に19年1月に資格取得し、同製作所に勤務を開始した同年5月22日以降も被保険者記録が継続している複数の

元同僚の供述から、申立人が申立期間において同製作所に勤務していたことが認められる。

また、上記複数の元同僚は、B株式会社C製作所において、申立人と同様に技手として工場の現場で技師の補佐的業務を行っていたと供述し、同製作所において厚生年金保険料を給与から控除されていることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

他方、B株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については社会保険事務所において保管されておらず、確認することができない上、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとしており、社会保険事務所は、同製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない原因は不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張及び元同僚の供述等から判断すると、昭和19年5月22日に被保険者資格を取得し、21年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、元同僚の昭和19年5月の資格取得時における社会保険庁の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成元年3月1日）及び資格取得日（平成元年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を平成元年3月及び同年4月については6万8,000円、同年5月から同年7月までの期間については28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年8月1日まで

A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

か低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成元年3月及び同年4月については6万8,000円、同年5月から同年7月までの期間については28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は申立期間においても継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については事業主は保険料を納付したか否かについては、不明としているが、申立人の申立期間において適用の要件を満たしている事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から57年10月まで

私の国民年金は、昭和48年9月に長女が生まれた時点で会社を退職した際、夫が加入手続を行い、当時、住宅ローン等で家計が苦しかったが、年金の重要性を考え国民年金保険料は間違いなく支払っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月に申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は57年11月にA市B区で払い出されていることが、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点では、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人の国民年金被保険者資格は任意加入となり、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立期間は未加入の期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

ちなみに、申立人の所持している年金手帳にも国民年金の被保険者となった日は昭和57年11月13日、任意加入と記録されており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索して

も、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、結婚が決まり義母から国民年金に加入するよう言われ、昭和37年ぐらいにA区役所B支所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。結婚後は妻と二人分の保険料を集金人に納めた。その後、49年ごろから地域の役員となり、区役所に出入りするようになったので、国民年金保険料を同区役所で納付するようになった。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、49年4月から2か年分を過年度納付しているものの、国民年金への加入時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の保険料は未納であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、市役所に勤めていた弟に国民年金の加入を勧められて、夫が国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたことを覚えている。当時、私はA市B区役所C出張所管内に住み、その地域では国民年金の第二種嘱託員として地域の役員が毎月来ており、月額100円の保険料を支払っていたことも覚えている。未納とされることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和40年10月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い上、夫婦二人分を集金人に納付していたとしている申立人の夫についても、申立期間は未納となっているなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人につ

いて、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

社会保険庁の納付記録では、申立期間に係る私たち夫婦の国民年金保険料が未納となっているが、私は、昭和52年に国民年金に加入しており、申立期間前後を通じて、父親が経営する事業所で働き、保険料は父親が私の給料から納付してくれていた。

また、妻の国民年金については、私が昭和57年5月にA区役所B支所に婚姻届を提出した際、同支所で加入手続を行っており、私たち夫婦の国民年金保険料は婚姻後も父親と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは納得がいかないもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所B支所に婚姻届を提出した昭和57年5月に、申立人の妻の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同居していた申立人の父親が、申立人夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人については52年8月に払い出されているのに対し、申立人の妻については61年4月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人の妻は国民年金に加入しておらず、申立人の父親は、申立人の妻の保険料と一緒に納付することはできなかつたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、C市が保管する国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納となっており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していること

から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

社会保険庁の納付記録では、申立期間に係る私たち夫婦の国民年金保険料が未納となっているが、私の国民年金については、夫が、昭和57年5月にA区役所B支所に婚姻届を提出した際、同支所で加入手続きを行い、私たち夫婦の保険料は義父と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっているのは納得がいかないのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、A区役所B支所に婚姻届を提出した昭和57年5月に、申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の義父が、申立人夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、61年4月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、C市が保管する国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、昭和57年度から59年度までについては登載が無く、当該期間について、申立人は、同市において国民年金被保険者として管理されていなかったことが確認でき、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、60年度については未納となっており、これは社会保険

庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする事はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年4月までの期間及び45年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年4月まで
② 昭和45年5月から53年3月まで

申立期間①については、私は、昭和45年5月に友人と共に会社を退職して独立した際、母親から将来のため国民年金には必ず加入しておくように言われ、母親が加入手続をしてくれた。加入後は母親に渡していた給料の中から母親が国民年金保険料を払ってくれたはずである。納得できないので、再度調査してほしい。

また、申立期間②については、記憶があいまいであるが、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、申立期間の一部はすでに時効であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間①、及び②のうち昭和45年5月から46年3月までにつ

いては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年4月1日となっていたことが申立人が所持する国民年金手帳の記載からも確認できるが、当該期間に係る資格取得日は、厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴い、平成9年4月11日に資格追加修正が行われたものであり、この日まで当該期間は未加入期間であるため、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入や保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親がほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年2月までの期間、48年6月、同年7月及び同年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年2月まで
② 昭和48年6月及び同年7月
③ 昭和48年10月から57年3月まで

私は、昭和46年8月に会社を退職後、国民健康保険への切替えをA市B区役所で行った際に、同区役所の職員に勧められ国民年金に加入し、1、2か月ごとに区役所又は集金人に1万円弱の国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得できないため再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、昭和46年8月に会社を退職後、国民健康保険へ切り替えた際に、国民年金の加入手続を行い、区役所又は集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、57年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立期間①と②の間である昭和48年3月から同年5月までの期間及び申立期間②と③の間である同年8月及び同年9月については、厚生年金保険の被保険者期間であることが、その後確認されたため、63年12月

22日に国民年金の被保険者資格記録を修正したことが、社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

また、申立期間③のうち、昭和51年4月から57年3月までについては、51年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立人は、同年同月から57年3月まで同リストに登載されておらず、同市では、同期間について、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったことが確認できることから、申立期間の保険料を区役所又は集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月及び同年8月

私は、平成17年7月にA県B市からC県D町に転居した際、役場で国民年金手帳の住所変更の手続を行い、60歳に達するまでの残り2か月分の国民年金保険料として3万円を役場窓口で納付し、お釣りをもらったと記憶している。未納とされていることに納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年7月にC県E郡D町（現在は、F市）に転居した際、同役場で住所変更届を行うとともに、60歳に達するまでの残り2か月分の国民年金保険料を納付したと主張している。このうち、住所変更届及び国民年金第3号被保険者資格から第1号被保険者への資格変更届については、同年7月1日に同役場で行っていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できるものの、保険料の徴収事務は、14年4月以降、市町村から社会保険庁に移管されていることから、申立人は同役場で申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、平成17年8月8日に申立人に対する納付書が発行されていることは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録に国民年金保険料を収納した旨の記載は無い上、14年4月以降については、金融機関（郵便局を含む。）を利用して保険料を納付した場合にはコンピュータを介して、直接、社会保険庁の口座に入金されることから、従前のように社会保険事務所が保険料の収納に関与することが

無く、納付後に事務処理の間違いが発生したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から46年10月まで

私たち夫婦は、昭和38年2月に結婚し、A市で義母や義妹と同居して家業である釣堀を手伝っていた。義母と夫が国民年金保険料を納めているのに、私が7年間、義妹が4年間も未納となっており、しかも、私と義妹の資格取得日が一緒というのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦で家業を手伝い、国民年金保険料については、申立人の義母が納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月に申立人の義妹と連番で払い出されており、申立人の国民年金資格取得日は同年同月12日とされていることがA市の保管する国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所の保管する特殊台帳により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳においても、資格取得日が同日とされていることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の義妹についても、申立人と同様に国民年金資格取得日は昭和46年11月12日とされていることが社会保険事務所の保管する特殊台帳により確認できる。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、A県B郡C町（現在は、D市）に居住していた際に、近くに居住していた元義母が、2回に分けて10万円ほど納付してくれたと聞いている。未納とされていることに納得できないため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B郡C町（現在は、D市）に居住していた際に、近くに居住していた元義母が、申立期間の国民年金保険料を10万円ほど納付してくれたと主張しているが、申立人が同町に転入したのは、昭和55年1月26日であることが戸籍の附票及び社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付により納付することとなり、当時は、第3回目の特例納付が実施されていた時期ではあるものの、申立人の元義母が納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とは大きく相違している。

なお、申立人が、元義母と同じC町に居住していた昭和55年6月に、2年間の時効にかからない53年4月から55年3月までの2年間の国民年金保険料として7万2,360円を、過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認できることから、申立人は、この過年度保険料と申立人の元義母が納付してくれたとする申立期間の保険料とを誤認している可能性もうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月に E 県 F 市で申立人の元夫と連番で払い出されていることが、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者記録から確認でき、申立人と申立人の元夫は、一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、申立人の元夫については、申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人の元義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 6 月まで

当時同じ仕事をしていた同僚は厚生年金保険に加入していたが、私は加入していないこととされている。同じ仕事をしていたのに加入していないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社で働いていたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、上記の同僚を含む複数の同僚に照会しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社の当時の事業主の親族で、当時から現在まで社会保険事務を担当している役員は「きちっとした試用期間は無かったが、出入りが多かったので、ある程度の目安を設けて、定着しそうな人で希望する人、所帯を持っている人は社会保険に入れた。保険料が高いと言って嫌がる人は入れなかった。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したところ、社会保険事務所に記載されている厚生年金保険の被保険者期間が、記憶している勤務期間よりも短い人が複数みられることから、当時の当該事業所においては、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、同名簿において健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から24年6月30日まで
昭和8年にA県から集団就職でB地の工場に働きに行った。その後戦争でいったんは故郷に戻ったが、終戦後20年の11月ごろに再び働きに出てきて24年6月ごろまで働いた。その間の年金記録が不明なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているC株式会社D工場の複数の同僚の氏名が社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上、申立人の記憶している当該事業所の勤務状況と当該同僚の記憶が合致しているため、申立人が申立期間当時当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業が承継されたE株式会社に保管されている健康保険被保険者台帳に申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の事業主、役員及び経理担当者の特定ができないため、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人のC株式会社D工場における正確な勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできなかった。

さらに、当時の同僚（申立人が記憶している同僚のうちの1人）が、当該事業所に同時期に勤務していたと記憶している5人の同僚のうち2人については、上記厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていないことから、当時当該事業所においてはすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったこともうかがわれる。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月4日から42年3月31日まで
昭和39年9月からA株式会社本社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社がB市に新築したガソリンスタンドに勤務していたときの記録が抜け落ちていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に勤務していた期間中の昭和40年1月に危険物取扱主任者の資格を取得したとする申立人の記憶は具体的で、元同僚の供述ともほぼ一致していることから、申立人が期間の特定はできないものの、A株式会社C営業所のガソリンスタンドに勤務していたことは推認できるが、複数の元同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確ではなく、申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、D市消防本部に照会したところ、A株式会社C営業所のガソリンスタンドは、申立期間の始期から6か月以上前の昭和40年4月に完成していたことが確認できることから、申立人は、申立期間以前のA株式会社における厚生年金保険加入期間中において同スタンドに勤務していた可能性がうかがわれる。

さらに、A株式会社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、登記簿の記録においても、12年に破産している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、元役員に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

加えて、申立人が名前を記憶している当時の同僚二人について、一人は

既に亡くなっており、他の一人についても所在が不明であるため、申立人の申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 40 年 11 月 3 日付けで A 株式会社を離職しており、雇用保険の被保険者であった期間が厚生年金保険被保険者期間と一致することから、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりに申立人に係る厚生年金保険被保険者資格に関する届出を行ったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 40 年 11 月 4 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同月 13 日に健康保険証が返納された旨が記載されているほか、申立期間に申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から26年12月3日まで
申立期間について、厚生年金保険の脱退届は提出しておらず、会社が倒産して辞めたものであり、脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給金額、支給年月日である「3,000円、27.5.26」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和27年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和27年5月26日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 18 日から 36 年 12 月 15 日まで
私は、60 歳になって年金受給手続のために社会保険事務所へ行ったところ、A 株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。脱退手当金を受給した記憶はないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 5 月 21 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 37. 3. 9」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から31年1月31日まで
申立期間当時のことは詳しく覚えていないが、脱退手当金の制度があることさえ知らなかったし、脱退手当金を受け取った覚えもないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給金額、支給年月日である「7,936円、31.3.5」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。